

## 昇降機チェックリスト

(エレベーターと簡易リフトを併せて「昇降機」と記載しています。)

番号	点検項目	回答 (該当するものを○で囲む)		ポイント	
1	業種は製造業、鉱業、建設業、運輸交通業、貨物取扱業のいずれかに該当しますか	該当する	該当しない	左の業種以外の業種で使用する昇降機については労働安全衛生法の適用はありませんが、建築基準法による規制の対象になりますので、「該当しない」の場合でも安全確認のため自主点検することをお勧めします。	
2	荷などを運ぶための昇降機を設置していますか(複数台設置している場合は機械ごとに点検してください。)	設置している	設置していない	「設置していない」の場合は以下の点検は不要です。また、雇用する労働者がいない場合でも設置していれば安全確認のために自主点検することをお勧めします。	
3	昇降機にガイドレールはありますか(ガイドレールとは荷などを載せる搬器が安定して昇降するために設けられるレールで、ガイドレールに沿って搬器が昇降します。)	ある	なし	「なし」の場合は昇降機に該当しませんが、墜落、荷の落下、挟まれなどの対策は必要です。	
4	搬器に積載することができる(最大の)積載荷重を把握していますか	把握している	把握していない	「把握していない」の場合は把握して積載荷重を見やすい箇所に表示しましょう。積載荷重が0.25トン未満の昇降機については労働安全衛生法の適用はありませんが、同等の措置を講じることをお勧めします。	
5	搬器を昇降させる方式は、ロープ式(巻上機を用いるもの)、油圧式(パンダグラフ等)、ラック式(搬器に駆動部が設けられたもの)のどれになりますか	ロープ式	油圧式	ラック式	製造・設置業者が昇降機の専門業者ではない場合は、法令に適合していないおそれがあります。
6	搬器の床面積は1m <sup>2</sup> を超えますか	超える	超えない	いずれも「超える」の場合はエレベーター、どちらかが「超えない」の場合は簡易リフトに該当します。	
7	搬器の天井は1.2mを超えますか (天井が無い場合は1.2m超えに該当します。)	超える	超えない		
8	昇降路の周囲は積卸口を除き壁か囲いが設けられていますか	設けられている	設けられていない	「設けられていない」の場合は、挟まれ、墜落等の危険がありますので、改修が必要です。	
9	積卸口に戸が設けられていますか	設けられている	設けられていない		
10	搬器には荷の積卸しをする部分を除き、周囲に囲いが設けられていますか	設けられている	設けられていない		
11	搬器が停止していない階の積卸口の戸は開かない構造になっていますか	構造になっている	構造になっていない	「構造にならない」の場合は、挟まれ、墜落等の危険がありますので、改修が必要です。また、常時有効な状態で使用できるよう定期的な検査などによる管理が必要です。	
12	全ての階の積卸口に戸が閉まっていないと搬器を動かせない構造になっていますか	構造になっている	構造にならない		

※ 詳細は、「安全構造の昇降機を使用しましょう！」を参照ください。不明な点については武雄労働基準監督署 監督・安衛課までお問合せください（電話0954-22-2165）。